

■議案第1号 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」は、恵まれた自然環境の中で家族や小グループが楽しめる観光、レクリエーションの場を確保し、町民の健康づくり及び福祉の増進を図るとともに観光の振興に資することを目的に設置したものです。

当該施設は、平成26年4月1日から株式会社エコロジー四万十が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者として「JPT・Tours・Japan 株式会社」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設名称等	四万十町江師546番地 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」
指定管理者	愛媛県上浮穴郡久万高原町下畑野川乙488番地 JPT・Tours・Japan 株式会社
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【指定管理者の候補選定理由】

今回、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき実施した公募に対して3者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、最高得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町オートキャンプ場ウェル花夢)

1. 対象施設等

名 称：四万十町オートキャンプ場ウェル花夢

所 在 地：高岡郡四万十町江師５４６番地

指定予定期間：平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日（５年間）

2. 申請団体数：３団体

3. 審査

(1) 審査委員会開催日

プレゼンテーション及び選定委員会：平成３０年１２月１８日（火）

選定委員会：平成３０年１２月１８日（火）

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類に基づいてプレゼンテーションを実施し、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条の規定による選定基準に基づき６名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

指定候補者： Ｃ団体 総得点：４２２点

次点候補者： Ａ団体 総得点：４０１点

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条	採点 (満点)	A団体	B団体	C団体
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	180	124	113	131
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	120	89	79	88
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	120	74	74	76
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	120	76	77	86
その他町長等が別に定める事項	60	38	38	41
合 計	600	401	381	422

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

四万十町オートキャンプ場条例（抜粋）

（指定管理者）

第 3 条 オートキャンプ場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 オートキャンプ場の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者がオートキャンプ場の管理を行う期間は、指定の日から起算して 5 年間（指定管理者を指定した最初の期間満了日は、5 年の期間内で町と指定管理者が協定した日）とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

4・5 略

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） 略